

2 小規模企業発展資金

(1) 貸付対象者

小口零細企業保証制度要綱（20150714 中庁第6号）に定める小口零細企業保証を利用する小規模企業者であり、成長・発展のために資金を必要とする者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 2,000 万円 但し、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で 2,000 万円の範囲内
貸付利率	年2.2%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置6か月以内） うち借換 7年以内（うち据置1年以内）
担保	原則として徴しない
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済
その他	責任共有外制度対象の保証を付した県制度融資に限り借換が可能

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 事業計画書（様式第13号） ③ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ④ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 設備資金の場合 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑧ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑨ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑩ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数 <p>4部（なお、③、④は市町村及び県あて2部。⑥は各機関の定めるところによる）</p>

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

- ア 信用保証協会の小口零細企業保証（責任共有制度対象外の保証）を利用するものであること（国の全国統一保証制度の対象）。
- イ 貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。
- ウ 借換条件
 - 借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。
 - (ア) 同一金融機関での借換であること。
 - (イ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。
 - (ウ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること。
 - (エ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
 - (オ) 融資あっせん申込書（様式第1号）に、資金使途が借換である旨、及び別紙チェックリストに借換対象となる従前の借入金の名称、資金申込年月日及び借入残高等を明記すること。なお、申込書の欄に記載しきれない場合は、別紙に記載の上、申込書に添付すること。
 - (カ) 責任共有制度対象の保証を借り換えることはできないこと。
 - (キ) 成長・発展のための設備資金・運転資金の借入と併せて行う借換であること。
 - (ク) 責任共有外制度対象の保証を付した県制度融資に限り借換が可能